

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白杵市長 西岡 隆

市町村名 (市町村コード)	白杵市 (44206)	
地域名 (地域内農業集落名)	野津地区 (野津市、野口、竹下、板屋、荒瀬、大西、下藤中組 下藤下組、広原、中山、迫、寺小路、日当、八熊、竹部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月9日 (第2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化も進んでおり、この先農業をしている人は減少、後継者もない地域がある
- ・法人を立ち上げて耕作しているが、構成員は高齢化している
- ・日当地区は耕作されており、差し迫った不安はないが、10年先となるとわからない部分もある
- ・中山地区もほとんど耕作されているが、条件不利地は耕作されなくなっている
- ・広原地区も基盤整備されており、10年先も大丈夫
- ・野津小の裏手などは田がなくなっている
- ・水路掃除や草刈り等の維持管理も将来は不安

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域全員で農地を守ってゆく
- ・水田畑地化で（機械への投資が少ない品目へ）転作することを検討する
- ・法人を含めた大規模で耕作できる担い手を呼び込む

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	110.22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	110.22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域外から、法人も含めた幅広い担い手への農地集積を検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向や、地権者の貸出意思を把握したうえで、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備を行うのであれば、まずは担い手、地権者のニーズや負担等を十分検討することから始める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の農業者が経営しやすい環境を整える。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①防護柵の設置に際してはほ場の状況をしっかり把握し、被害防止対策の構築に取り組む。